

介護保険改定QAより

- * 参考資料 介護保険最新情報 QA 3月19/26/29 4月9/15/21/26 6月9
- * 泉佐野市田尻町介護事業所連絡会より広域福祉課へのQA内容含む。

南大阪介護事業所連盟

人員配置基準における両立支援

■ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、同等の資質を有する**複数の非常勤職員**を常勤換算することで、人員配置基準を**満たす**ことを認めるとあるが、「**同等の資質を有する**」かについてどのように判断するのか。

- 育児・介護の**短時間勤務制度**、男女雇用機会均等法の母性健康管理措置としての**勤務時間の短縮等**を利用する場合について、**30時間以上**の勤務で、**常勤扱い**とする。**常勤換算上 1**と扱う。

人員配置基準における両立支援 続き

- 「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、**勤続年数**や**所定の研修の修了**など各施設**基準**や加算の**算定要件**として定められた資質を満たすことである。

認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法

① 医師の判定結果 又は 主治医意見書

- ・ 複数の判定がある場合は一番新しい判定



ない場合

② 認定調査票

- * 介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて 認知症高齢者の日常生活自立度の情報を共有する

小規模事業所の虐待防止委員会 及び 研修の定期開催について

委員会・研修について

- ・ 定期的な実施が**必要**
- ・ 小規模事業所は積極的に**外部機関等**を活用。

委員会開催方法

- ① 法人内の**複数事業所**による合同開催
- ② 感染症対策委員会等 他委員会との**合同開催**
- ③ **関係機関等の協力**を得て開催

小規模事業所の虐待防止委員会 及び 研修の定期開催について

研修の定期的実施

- ① 法人内の複数事業所や他委員会との合同開催
- ② 都道府県や市町村等が実施する研修会へ参加
- ③ 複数の小規模事業所による外部講師を活用した
合同開催等。

運営規程について

■ 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。

- 変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではない。
- 経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意する。

令和3年9月30日までの上乗せ分について

■ 令和3年9月30日までの上乗せ分については、どのように算定するのか。

- 各サービスの月の基本報酬に、0.1%上乗せすることとしているが、請求に当たっては、**上乗せ分のコード**をあわせて**入力**することが必要、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）「Ⅲ－資料3 介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考に対応されたい。

送迎減算について

■ 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合
介護報酬はどのような算定すればよいか。

- 特別な事情のない限り 別途訪問介護費として算定することはできない。
- 居宅から病院等を経由して通所事業所へ行く場合や、通所事業所から病院等を経由して居宅へ帰る場合等 一定の条件下で算定することができる。
- 訪問介護員等により送迎が行われる場合 送迎を実施していないため 送迎減算が適用される

送迎減算について

■ A事業所の利用者を B事業所の従業員が居宅とA事業所との間送迎を行った場合 送迎減算は適用されるのか。

- 適用される。ただし B事業所の従業員がA事業所と雇用契約を締結している場合は 適用されない。

■ A事業所の利用者で A事業所が送迎業務を委託した事業者により 送迎が行われた場合 送迎減算は適用されるのか。

- 送迎業務について第三者へ委託等を行うことも可能。送迎に係る業務が委託され 受託した事業者により 利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は 送迎減算は適用されない。

訪問介護 特定事業所加算 V

■ 勤続年数が7年以上の訪問介護員等を30%以上とする要件における具体的な割合はどのように算出するのか。

- ・ 前年度（3月を除く11ヶ月間）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

■ 勤続年数はどのように計算するのか。

- ・ 同一法人等での勤続年数が7年以上 訪問介護員等として従事ではない。異なるサービスの施設・事業所の介護職員として従事していた場合は勤務年数を通算する。

訪問介護 特定事業所加算Ⅴ

■ 「同一法人等での勤続年数」の考え方について

- 異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種（直接処遇を行う職種に限る）における勤続年数
- 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。
- 法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。

訪問介護 特定事業所加算 V

■ 勤続年数には産前産後休業や病気休暇の期間は含めないと考えるのか。

- ・ 産前産後休業・病気休暇・育児・介護休業・母性健康管理措置として休業を取得した期間は雇用関係が継続していることから、**勤続年数に含める**ことができる。

訪問介護 通院等乗降介助

■ 1日に複数の医療機関を受診する場合、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できるか。

- 居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。
- 居宅が起点又は終点となる場合、同一の事業所が移送を行う場合に限り、算定することができる。

訪問介護 生活機能向上連携加算（Ⅰ）

- 理学療法士等が訪問介護事業所のサ責へ訪問介護計画の作成を助言するに当たり「訪問リハ事業所、通所リハ事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、訪問リハ事業所、通所リハ事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の場において把握」した上で行うとあるが、具体的にはどのようなものか。

訪問介護 生活機能向上連携加算（Ⅰ）

- ・ 訪問介護と通所リハを併用する利用者について、訪問介護のサ責が訪問介護計画を作成するに当たって、理学療法士等が通所リハを提供する中で把握した利用者のADL及びIADLに関する状況を、電話、文書、メール等を活用して助言することが挙げられる。
- ・ 利用者のADL及びIADLの状況を把握する方法としては、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を活用する方法もある。

訪問介護

看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合の2時間ルールの弾力化

■ 看取り期の利用者に訪問介護を提供する際、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定が可能となったが、所要時間を合算するという**従来**の**取扱い**を行うことは**可能**か。

- **可能**である。
- 弾力化が適用されるのは、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと利用者を診断した時点以降であるが、適用回数や日数についての**要件**は**設けていない**。

訪問介護・通所介護 等 認知症専門ケア加算

■ 「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「**認知症看護**」の**研修**
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「**老人看護**」及び「**精神看護**」の**専門看護師教育課程**
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「**精神科認定看護師**」
*ただし、③については**認定証が発行されている者**に限る。

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

■ 認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考え方は。常勤要件等はあるか。

- 常勤等の条件は無い。
- 加算の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があるため、加算対象事業所の職員であることが必要
- 加算の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）の認知症介護指導者は、研修修了者であれば**管理者**でもかまわないか。
- ・ 認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の**職務や資格等**については**問わない**。

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

- 認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であって、**認知症介護指導者養成研修を修了した者**について、認知症専門ケア加算における認知症介護実践リーダー研修修了者として**みなすことはできないか。**

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

- ・ 認知症介護指導者養成研修修了者については、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。
- ・ 加算対象となる者が20名未満の場合にあっては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者（認知症介護実践リーダー研修の未受講者）1名の配置で認知症専門ケア加算Ⅱを算定できることとなる。

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

- 全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が実施する「**介護福祉士ファーストステップ研修**」については、**認知症介護実践リーダー研修相当**として認められるか。

- ・ 加算の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、**適当と判断された場合には認められる。**

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

■ 認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」において規定する専門課程を修了した者も含むのか。

- 含むものとする。

■ 「技術的指導に係る会議」と「事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」が同時期に開催される場合で 会議の検討内容の1つが、認知症ケアの技術的指導についての事項で、登録ヘルパーを含めた全ての訪問介護員等や全ての従業者が参加した場合、両会議を開催したものと考えてよいのか。

- 貴見のとおりである。

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

■ 認知症専門ケア加算の算定要件について、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1 / 2以上であることが求められているが、**算定方法**如何。

- 届出日が属する月の**前3月間**の利用者数で算定することとし、利用者数は**利用実人員数**又は**利用延人員数**を用いる。
- **月途中**で認知症高齢者の日常生活自立度区分が**変更**になった場合は**月末**の認知症高齢者の日常生活自立度区分を用いて計算する。

訪問介護 等 認知症専門ケア加算

■ 認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定するには、認知症介護実践リーダー研修修了者に**加え**、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を**別に**配置する必要があるのか。

- 必要ない。
- 加算算定者20名未満の場合 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者・認知症看護に係る適切な研修を修了した者の**いずれかが1名配置**されていれば、認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定することができる。

泉佐野市田尻町訪問介護連絡会より広域福祉課へのQAより
通院等乗降介助について

■ 介護度4・5の利用者の場合 乗車又は降車の介助を行う事の前後に連続して、相当の所要時間を身体介護として算定するが帰宅時間までに2時間あかない場合、降車後の身体介護として算定してよいか。

- 2時間あかない場合は、乗車前の身体介護と降車後の身体介護を合算して算定する。（泉佐野市・田尻町の例です）

泉佐野市田尻町訪問介護連絡会より広域福祉課へのQAより 通院等乗降介助について

■ 入院・退院時の送迎でも算定可能か。

- ・ 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。

■ 自宅 → A病院 → B薬局 → 自宅 の場合 Bの薬局についても算定可能か。

- ・ B薬局への算定については、必要性について、保険者に確認した上で算定してください。